

岐阜県公報

目次

告示

- 道路の区域変更 (道路維持課) 四七三
- 道路の供用開始 (同) 四七四
- 建築基準法に基づく道路の位置指定 (建築指導課) 四七四
- 教育委員会告示
- 博物館に相当する施設の指定の取消 (文化伝承課) 四七五

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

告示

岐阜県告示第三百六十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十五日

岐阜県知事 古田 肇

道路の種類	路線名	区間	区域敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)	備考
一般国道	二百五十六号	関市板取字舟渡六四二七番一地从先から同市同字同番一地先まで	前 二〇・六 後 三・八	前 二八・〇 後 二八・〇	

岐阜県告示第三百六十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十五日

第百三十六号
令和二年九月十五日

(火曜日)

令和二年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域 変更 前後	敷地の幅 員	延 長	備 考
県道	江 南 線	関市倉知字餅売場三〇三 三番一―地先から 同市同 字同 三〇三 三番三四地先まで	後	三・一 一・六 九	八・六 六	
			前	三・七 三・一	八・六 六	

岐阜県告示第三百六十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和二年九月十五日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	延 長 員	供用開始 の 期 日	備 考 （区域 決定又は 変更の告 示年月日 ほか）
県道	文 殊 茶 屋 新 田 線	本巣市文殊字山西六七四番一 地先から 同 市 同 字 同 六 七 九 番 一 地先まで	四・一	令和 二・九 一五	平成 三〇・〇 二二

岐阜県告示第三百六十八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和二年九月十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜・西濃建築事務所長

位 置	幅 員 （メートル）	延 長 員 （メートル）	指 定 番 号	指 定 日 月 年
羽島市竹鼻町狐穴字渡瀬五九三番四	四・八 五	三・九 三	岐西建築第 二〇号の三	令和 二・四 九
羽島市正木町不破一色字西口四二九番四	五・〇	三・三	岐西建築第 九七号	同
羽島郡岐南町徳田四丁目六五番四	五・〇	三・八	岐西建築第 一八〇号の三	同
瑞穂市本田字五島田八四七番四及び八四七番二の一部	六・〇	三・五 四	岐西建築第 九七号の三	同
瑞穂市本田字仲西九二四番四及び九二四番二の一部	五・三	三・五 〇	岐西建築第 九七号の四	同
安八郡輪之内町四郷字川田一七六〇番四	六・〇	四・五 七	岐西建築第 九七号の二	同
瑞穂市本田字於別府一〇三一番四	四・八 五	三・四 七	岐西建築第 九七号の五	同
瑞穂市横屋字中吹三八七番二の一部及び三八七番四	四・八 五	三・四 六	岐西建築第 九七号の六	同
瑞穂市穂積字野口一〇四四番四及び一〇四四番七	五・三 八	三・三 六	岐西建築第 九七号の七	同

中濃建築事務所長

位 置	幅 員 （メートル）	延 長 員 （メートル）	指 定 番 号	指 定 日 月 年
関市肥田瀬字屋敷田一四四四番九	六・〇	五・五	中建築第 四〇号の二	令和 二・四 八

美濃市大字極楽寺字一本杉二八九番九	六〇〇	四・〇三	○建策第四〇号の二三	同	四・三
美濃加茂市牧野字横山二五八一番四	六〇〇	二六・〇八	中建築第一六号	同	四・七
関市東本郷字大跡二七七番一	六〇〇	九・三	中建築第一六号の二	同	五・二
美濃加茂市本郷町五丁目一九番四	六〇二	二・七	中建築第一六号の四	同	六・五
加茂郡川辺町中川辺字大北八九三番四	六〇〇	六・四	中建築第一六号の五	同	

東濃建築事務所長

位 置	幅員(メートル)	延長(メートル)	指定番号	年 指 月 日 定
恵那市大井町字太手二三〇七番一、一三〇八番二、一三〇八番三、一三〇番一並びに字上町六番三及び恵那市所管法定外公共物(道)	五・三三 六・〇〇	一七・〇七	東建築第八〇号の一二	令和 二・四・三
中津川市手賀野字下巾六四番四〇及び中津川市所管法定外公共物(道路及び水路)	六・〇四 六・〇八	七・〇三	東建築第七五号	同 五・二
土岐市妻木町字大沼一六二〇番一四	六〇〇	三・三	東建築第七五号の二	同 五・六
恵那市長島町久須見字新田一一一三番一二九	四〇〇	四・七	東建築第七五号の三	同 六・八

(道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。)

教育委員会告示

岐阜県教育委員会告示第一号

博物館法施行規則(昭和三十年文部省令第二十四号)第二十四条の規定により博物館に相当する施設の指定を令和二年九月八日取り消したので告示する。

令和二年九月十五日

岐阜県教育委員会

教育長 安 福 正 寿

施設名	株式会社 紀文 飛騨高山美術館
所在地	岐阜県高山市上岡本町 一丁目二四番地の一
設置者	株式会社 紀文 代表取締役社長 向井 鉄也

令和二年九月十五日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりんどびあ十三一
岐阜文芸社